

足利市入札適正化委員会議事概要（平成29年度 第3回）

開催日及び場所	平成30年 2月19日（月） 午後2時00分～3時30分 足利市役所 第一委員会室	
委員	末武 義崇 委員長 森田 作雄 委員 岡本 篤典 委員 長壁 優子 委員	
審議対象期間	平成29年 4月 1日～平成29年 9月30日	
抽出案件	総件数 4件	(備考) 総契約件数 115件 一般競争入札 17件 指名競争入札 93件 随意契約 5件
一般競争入札	1件	
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問 と 回答 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等について ■発注工事、指名停止、談合情報、落札率一覧 (事務局より説明) (2) 抽出事案の審議 (岡本委員より、抽出理由の説明) ① 市立愛宕台中学校管理棟大規模改造工事（建築工事） (事務局より説明) ●委員 具体的にどんな改造工事をしたのか。 ○事務局 職員室や保健室等を改造した。主な内容は、壁、床、天井、家具等の改修である。床はフローリングにし、壁は塗装し直した。天井は化粧石膏ボードを設置し、トイレは乾式という形で床をビニールシートにした。また全てのトイレを	

洋式にした。

●委員

市ではこれくらいの金額で施工できるという考えで積算したのか。

○事務局

そうだ。

●委員

格付に関して、どういうものが採点対象になるのか。

○事務局

「足利市建設工事及び建設工事関連業務請負業者選定要綱」で格付等のことが定められている。総合点数については、経営事項審査の結果が基本となる。経営事項審査というのは建設業法で定まっているものであり、全国一律である。建設業者は年に一回必ず取得するもので、会社の規模、公共団体だけでなく民間との契約も含めた契約実績などが、全て点数化されている。この数値が格付のベースとなっており、これを客観点数という。また足利市独自に加点項目を設けており、これを主観点数という。加点項目は4項目あり、市発注の工事成績、優良建設工事表彰受賞歴、障害者雇用に関する状況、消防団員の雇用等に関する状況となっている。格付は客観点数と主観点数の合計点で行っている。足利市では土木一式工事、建築一式工事、舗装工事の3業種のみ格付を行っている。

●委員

入札参加資格に足利市内に本店があることとなっているが、この案件に関わらず、他の一般競争入札の案件でもそうか。

○事務局

原則、市内に本店があることが入札参加要件である。市内業者でできないような特殊なものに関しては、市内に関わらず範囲を広げ、指名競争入札や一般競争入札を行っている。

●委員

入札参加資格に『本工事は電気設備工事及び機械設備工事と分離発注する』とある。同時期に発注していると思われるがこれは資料でいうと、どの番号に該当するのか。

○事務局

資料の2ページのNo.2が電気設備工事、No.4が機械設備工

事である。

●委員

No.4の機械設備工事は管工事とあるが、これは上下水道の管工事か。

○事務局

トイレ設備などである。管工事には設備工事も含まれており、空調（エアコン）などがある。

② 配水管布設替工事（市道巴町1号線外）

（事務局より説明）

●委員

なぜ変更になったのかももう少し簡単に教えてほしい。

○事務局

（資料29ページの図面にて説明）当初は南北の一番南側のところで止めようとしていたが、その仕切り弁が止まらなかった。十字路から西と東と南に1つの交差点くらいまで行かないと次の仕切弁がない。そのため大規模な断水になることが懸念された。また昭和5年の仕切弁のため、にがりが生じてしまうことが予想された。それらを避けるために、交差点のすぐ左右の位置に簡易仕切弁をつけ、断水区域をできるだけ狭めて施工した。

●委員

他の業者を選定し直すには時間を要するため困難だと判断し、引き続き同じ業者に頼んだということか。

○事務局

そうだ。

●委員

水道管工事はやってみなければわからないということが多いのか。

○事務局

総延長約990キロの水道管が市内にあり、昭和5年のものである。改修、布設替はふたを開けてみないと分からないことが多々ある。新しいものを布設するのであれば、古いものを潰して、新しいものを付けるので大きな変更とはならない。しかし今回の様に、閉めないと作業できないが、仕切弁自体が昭和5年のもので、開けてみたらどうにもならなかった。それを発注時点で計上しておけばよいかという考えもあるかもしれないが、開けてみないと分からない

ので、最初から含めて入札をするのかということとそれもよくないため変更での対応となる。

●委員

上水道工事に関して、あらかじめ点検を行い、優先順位をつけて工事を行ったりしているのか。

○事務局

昭和5年の老朽铸铁管に関しては、総延長約990キロのうち約27キロあり、平成20年度から32年度にかけて計画的に更新事業を進めている。現在はダクタイル铸铁管を使用しているが、昭和5年の頃はただの铸铁管で弾力性の無いものなので、早急に交換しなくてはいけないものであるため、そういったものを優先的に抽出し布設替をおこなっている。

●委員

本工事もそのうちの1つか。

○事務局

本工事も前から候補に上がっていた。

いわゆる中心市街地に約27キロが集中しており、あと数年で終了する。その次は管路、下水の関係もある。耐震性など随時調査をかけて上水も下水も施設も含めて計画を立てている。今年度、新水道ビジョンという、今後10年間の計画を立てており、優先順位をつけてさらにすすめていく予定である。

●委員

変更でかかった600万円を超える金額に関して、市でチェックをするなど、価格が適正かどうか確認しているのか。

○事務局

国で統一した基準があり、それに基づき市で積算をした上で、変更契約を行っている。

③ 坂西浄水場着水井整備工事詳細設計業務委託

(事務局より説明)

●委員

当初の水中ポンプ方式より陸上ポンプ方式の方が良いという提案は設計の中であったことなのか。

○事務局

当初は、水槽のコンクリート構造物がひび割れており劣化していたため、それを更新することを考えていた。しかし、

委託を出した際に業者から『今の技術だと、陸上ポンプ方式がより経済的で維持管理も楽である』との提案を受けた。

●委員

当初は今まで通り水中ポンプ方式ということで予定価格も算出し、入札も出したが、実際にやったところ陸上ポンプ方式が良いということになり、それを採用したということか。

○事務局

陸上ポンプ方式（ポンプで汲み上げる方式）を採用した理由は、今回の詳細設計により概算ではあるが、工事費が800万円程、陸上ポンプ方式の方が安いことが分かった。今回の設計自体は300万円程多くかかってしまったが、トータル（工事費含めて）では500万円程安く済むため、最新の技術である陸上ポンプ方式が優位だと総合的に判断して採用した。

●委員

その判断は誰がするのか。

○事務局

上下水道部で判断した。

●委員

工事費だけでなく、維持管理も安くなるように考えられるが、実際にどれだけ安くなるかの見積もりはしたのか。

○事務局

ポンプ（耐用年数15年）1台あたりの維持管理に15年間で70万円程安くなる。3台導入するため、トータル210万円安くなる。

●委員

今回の変更について、議会案件にはならないのか。

○事務局

上下水道部で予算を持っているので議会案件にはならない。

●委員

建設工事関連業務の指名競争入札一覧表から、落札率が9割以上のものと8割を切っているものとの2極化しているが、8割を切ったものに関して、どのような理由でこのような低い率になったと考えているか。

○事務局

建設工事関連業務の指名競争入札の中で、落札率の最も低

い99番は、比較的業者の経験もあって、工期内にできるという判断の中で、低価格で落札してきたと考える。99番は橋りょうの点検だが、近接目視での5年以内の点検が法律で義務づけられているため、どこの自治体にもこういった業務がある。年度末に近い発注だと工期がないため、低額とはいかないと考えられるが、上半期では工期も比較的余裕があるため、低い金額で応札でき落札率も低くなったと考える。

④ 新駅広場造成工事

(事務局より説明)

◇補足説明

170万円の減額になった理由は、本工事は発注する時点で警察との交差点協議があり、設計部分が固まっていない状態だった。車両の回転スペースは車道、歩行者の歩くスペースは歩道という扱いで設計すべきだが、当初設計では全範囲を車道としていた。交差点協議が決まると全範囲を車道とするのではなく、車道と歩道に分けることとしたため、170万円の減額が発生したということである。

●委員

随意契約にした理由に『競争入札に適しないもの』と記載があるが、実際に行った見積結果を見ると、8社の業者が参加している。また『その方法については競争入札に準じ実施した』とも記載がある。どちらの動きにも対応できるようにこの形にしたのかと思うが、今回の契約の仕方と競争入札との違いとは何か。

○事務局

新駅は、30年4月の完成を目指して、駅舎等をJRで工事している。JRが駅舎の工事をする中で、本造成工事箇所は全て、駅舎を作るための資材置き場、機械の搬入路などに使用するため、JRとしては本工事のために工期を開けられる時期が6月・7月の2ヶ月だけであった。さらに、用地の取得が入札の開札時に終わっていない場合には、改めてすべての工程調整を行わなくてはならず、最低落札者と契約をすることができない場合も想定された。その中でも競争性は持たせなくてははいけないため、随意契約を選択し入札に準じた8社を指名し、競争見積りを行った。

○事務局

	<p>入札・契約制度の中での考え方だが、自治体が発注する工事は原則競争入札を実施するという前提がある。その中で競争入札を実施し、落札者を決定した時にはその落札者との契約の義務が生じる。今回の場合、先に述べた通りもしかししたら発注ができない可能性があるというような工期設定等の中で、今回の業者を選考するためには入札に適さないという判断をし、随意契約を選択して、とりあえず請け負ってもらえる業者を決めておく、しかし万が一用地取得ができない、工期が確保できない等の場合、契約はしないという選択の余地を残しておいた。それが今回の契約の仕方と本来の競争入札との違いである。</p> <p>●委員</p> <p>36ページの図面だが、当初は全て車道部ということ先ほど話があったが、緑の歩道部も当初は赤の車道部であったということか。</p> <p>○事務局</p> <p>そうだ。</p> <p>●委員</p> <p>変更契約では比較的増額することが多いが、本工事のように減額になった工事もある。このように減額になった状況を66番について教えてほしい。</p> <p>○事務局</p> <p>各家庭に入っている給水管があるが、これは通常宅内まで布設替をする。しかし街中ということで宅内の建物の中に止水栓があり、そこまでできないものがあった。当初は鉛管だったが、今回の部分はずで鉛管からの布設替が終わっていたため、道路上で給水管を切り替えることができた。そのため道路上から宅内に行く分の給水管の切り替えがなくなった。その分減額したということである。</p>
<p>委員会による意見具申又は報告の内容</p>	<p>抽出事案の入札関係の業務は概ね適正に執行されていたと判断できる。</p>